

## 衛生材料等の提供についての評価

骨子【I-4(7)】

### 第1 基本的な考え方

訪問看護を指示した保険医療機関が、在宅療養において必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を提供したことについて評価する。

### 第2 具体的な内容

1. 訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した主治医が、当該患者に対して衛生材料又は保険医療材料の費用が包括されている在宅療養指導管理料等を算定していない場合であって、在宅療養において必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を提供したときに、訪問看護指示料の加算として「衛生材料等提供加算」を算定できるようにする。

(新) 衛生材料等提供加算 80点（月1回）

[算定要件]

訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書を交付した患者のうち、衛生材料及び保険医療材料が必要な者に対して、在宅療養において必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に訪問看護指示料又は精神科訪問看護指示料に加算する。

※ 在宅療養指導管理料等を算定している場合は、当該管理料に包括される。

2. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料の評価を引き上げる。

現 行	改定案
【在宅患者訪問点滴注射管理指導料】 (1週につき) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料	【在宅患者訪問点滴注射管理指導料】 (1週につき) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料

60点	100点
-----	------